

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年3月15日（平成28年（行個）諮問第48号）

答申日：平成29年6月5日（平成29年度（行個）答申第39号）

事件名：本人に対する遺族補償給付等の支給決定に関する調査復命書等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人の夫が疾病により死亡したことにかかる葬祭料・遺族補償給付支給請求について、特定労働基準監督署がした支給決定に関する資料の一切（給付請求書、調査復命書等を含む）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年11月17日付け神個開第27-323号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 不開示とされた文書の中には、審査請求人の亡夫であり、審査請求人の遺族補償給付支給請求にかかる被災労働者である特定個人Cの特定年DのE月から同年F月の「乗務員月報明細表」に添付された、同人が運転していたバスのタコグラフのデータの写しと思われる文書（各「乗務員月報明細表」に続く15枚程度の紙に直径12cm程度の円状のマスキングが1～2個施されたもの）が含まれている。
- (2) かかるタコグラフデータは、特定個人Cが運転していたバスのタコグラフであって、開示請求者以外の個人に関する情報であるということではできず、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分が記載されているとも考えられない。したがって、タコグラフデータが法14条2号に該当しない。

仮に開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分が記載

されているとしても、その部分のみをマスキングすることも可能である。したがって、タコグラフのデータのすべてを不開示とすることは、違法である。

- (3) また、タコグラフのデータは、特定個人Cが運転していたバスの稼働状況の機械的記録に過ぎず、法人の印影等が記載されているとも考えられないから、特定の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないことは明らかであり、法14条3号イにも該当しない。
- (4) さらに、タコグラフのデータは、特定個人から聴取した内容にかかる記述等が記載されたものではないことは明らかであり、法14条7号柱書きにも該当しない。
- (5) したがって、少なくとも、特定個人Cが運転していたバスのタコグラフのデータの写しを不開示としたことは違法である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成27年9月25日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「審査請求人の夫が、平成A年特定月日に疾病により死亡したことにかかる葬祭料・遺族補償給付支給請求について、平成B年に特定労働基準監督署がした支給決定に関する資料の一切（給付請求書、調査復命書等を含む）」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成27年12月17日付け（同月21日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人の夫が、平成A年特定月日に疾病により死亡したことにかかる葬祭料・遺族補償給付支給請求について、平成B年に特定労働基準監督署がした支給決定に関する資料の一切である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

- (ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②、3、7の①、8の①、9の①、10の①、11の①、12の①、13、15の③、18の①、20の②、21の②、22の②、23の

②， 24の②， 25の②， 26の②， 27の②， 28の②， 29の②， 30の②， 31の②， 32の②， 33の②， 34の②， 35の②， 36の②及び37の②の不開示部分は，請求者以外の氏名，印影など，請求者以外の個人に関する情報であって，請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため，当該情報は，法14条2号本文に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号7の②，8の②，9の②，10の②，11の②及び12の②の不開示部分は，特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり，請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には，被聴取者が，不当な干渉を受けることが懸念され，請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため，当該情報は，法14条2号本文に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法第14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち，文書番号15の①，16，17，18の②，19，20の①，21の①，28の①，29の①及び38の不開示部分は，特定事業場等の印影である。印影は，書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり，かつ，これにふさわしい形状のものであることから，これらの情報が開示された場合には，偽造により悪用されるおそれがある等，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち，文書番号1，2の①，15の②，18の③，22の①，23の①，24の①，25の①，26の①，27の①，30の①，31の①，32の①，33の①，34の①，35の①，36の①及び37の①の不開示部分は，特定事業場の業務内容に関する情報等であり，当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため，仮にこれらの情報が開示された場合には，当該事業場が，当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号7の②、8の②、9の②、10の②、11の②、12の②及び29の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記（2）ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月8日 審議
- ④ 平成29年4月20日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年6月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人の夫が疾病により死亡したことにかかる葬祭料・遺族補償給付支給請求について、特定労働基準監督署がした支給決定に関する資料の一切（給付請求書、調査復命書等を含む）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書39に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号

イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとしているが、別表の3欄に掲げる部分については、なお不開示とすべきとしている。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法14条2号該当性について

ア 別表の2欄に掲げる通番（以下「通番」という。）3，通番6，通番10，通番12，通番14，通番16，通番18，通番20，通番22，通番26，通番29，通番39，通番42，通番45，通番48，通番51，通番54，通番60，通番62，通番64及び通番66

当該部分のうち、通番3は、特定事業場の組織図における審査請求人以外の個人の職氏名又は氏名であり、通番6は、資料目録における審査請求人以外の個人の氏名であり、通番10，通番12，通番14，通番16，通番18及び通番20は、特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書等に記載された被聴取者の氏名及び住所であり、通番22は、医師の印影及び署名であり、通番26は、組織の概要図における審査請求人以外の個人の職氏名又は氏名，FAX送信書に記載された審査請求人以外の個人の職氏名又は氏名及び電話番号，従業員名簿における審査請求人以外の個人の職氏名，住所，電話番号及び年齢であり、通番29は、協定書における審査請求人以外の個人の署名及び印影であり、通番39，通番42，通番45，通番48，通番51及び通番54は、タコグラフにおける審査請求人以外の個人の署名及び印影であり、通番60，通番62，通番64及び通番66は、点呼記録簿における審査請求人以外の個人の氏名及び印影である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番34，通番36，通番56，通番69，通番72，通番75及

び通番 7 8

当該部分のうち、通番 3 4 は、審査請求人以外の個人の検診結果一覧表であり、通番 3 6 は、審査請求人以外の個人の出勤簿であり、通番 5 6 は、審査請求人以外の個人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「乗務員月報明細表」であり、通番 6 9、通番 7 2、通番 7 5 及び通番 7 8 は、審査請求人以外の個人のアルコール検知結果である。

当該部分は、それぞれ、一体として、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

通番 3 4 の個人の保険証番号、受診番号、コース、氏名、性別及び年齢、通番 3 6 の個人の氏名、通番 5 6 の個人の氏名、生年月日、郵便番号、住所、基礎年金番号及び資格取得年月日、通番 6 9、通番 7 2、通番 7 5 及び通番 7 8 の個人の番号及び氏名並びに印影は、個人識別部分であることから、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

その余の部分である、通番 3 4 の検診結果の内容、通番 3 6 の日々の出勤の状況、通番 5 6 の標準報酬月額内容及び日々の行程・就業時間・運転時間等、通番 6 9、通番 7 2、通番 7 5 及び通番 7 8 の検査結果及び検査年月日・時刻は、一般的に他人に知られたくない情報であり、かつ、同僚等の関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

以上のことから、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番 4 及び通番 5

当該部分は、特定労働基準監督署から聴取された者を表す記述の部分であり、法 1 4 条 2 号本文後段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、これを開示すると、職場の関係者等にとって、個人を特定する手掛かりとなり得るものであり、聴取されたことは被聴取者にとって一般的に他人に知られたくない情報であることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開示とするこ

とが妥当である。

エ 通番 58

当該部分は、審査請求人の労災保険給付請求に係る事業主の証明が出来ないとしている特定事業場側の職員を表す記述の部分であり、法14条2号本文後段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、これを開示すると、職場の関係者等にとって、個人を特定する手掛かりとなり得るものであり、証明が出来ない理由が原処分で開示されているために、当該理由を述べていることは当該職員にとって一般的に他人に知られたくない情報であることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 法14条3号イ該当性について

ア 通番24, 通番27, 通番28, 通番30, 通番32, 通番33, 通番35, 通番37, 通番40, 通番43, 通番46, 通番49, 通番52, 通番55, 通番57, 通番68, 通番71, 通番74, 通番77及び通番79

当該部分のうち、通番79は、健康保険関係団体の印影であり、通番79以外の部分は、特定事業場の印影である。

健康保険関係団体及び特定事業場の印影は、文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、当該部分が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、特定事業場等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番1, 通番2, 通番25, 通番31, 通番38, 通番41, 通番44, 通番47, 通番50, 通番53, 通番59, 通番61, 通番63, 通番65, 通番67, 通番70, 通番73及び通番76

当該部分のうち、通番1は、特定事業場の労働者災害補償保険法に定める要件の該当状況であり、通番2, 通番25及び通番31は、特定事業場の労働者の総数及び職種別の労働者数であり、通番38, 通番41, 通番44, 通番47, 通番50及び通番53は、タコグラフに記載された車体ナンバー及び総走行距離であり、通番59, 通番61, 通番63及び通番65は、点呼記録簿における車体ナンバー、行き先、行程等であり、通番67, 通番70, 通番73及び

通番76は、アルコール検知結果の簡略化した記載内容である。

当該部分は、一般に公にしていな特定事業場の業務内容に関する内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 法14条7号柱書き該当性について

通番11、通番13、通番15、通番17、通番19及び通番21は、特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書等に記載された聴取内容であり、審査請求人が知り得るものとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、被聴取者が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど事実関係についての客観的申述を得ることが困難になり、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書		2 通番	3 諮問庁が不開示を維持すべきとしている部分	4 諮問庁が主張する不開示情報該当性（法14条該当号）		
文書番号	対象文書名			2号	3号イ	7号柱書き
1	遺族補償年金支給請求書①	1	9頁18行目ないし21行目，23行目，25行目，26行目，10頁1行目		○	
2	脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査復命書	2	① 2頁「労働者数」欄1文字目，2文字目，8頁「事業場（所属部署）内における被災労働者の位置づけ」欄の右側のうち，人数の記載に係る部分		○	
		3	② 8頁「事業場（所属部署）内における被災労働者の位置づけ」欄の右側の不開示部分（①に掲げるもの及び「他」，「名」の記載を除く）	○		
		4	② 11頁「労働時間の推計方法」欄3行目14文字目ないし18文字目，6行目1文字目ないし3文字目，12行目4文字目ないし6文字目	○		
3	資料目録	5	1頁9行目4文字目ない	○		

			し 9 文字目			
		6	1 0 行目ないし 1 5 行目 (項番を除く。)	○		
4	遺族補償年金支給 請求書②	7	なし			
5	聴取書①	8	なし			
6	電話聴取書①	9	なし			
7	聴取書②	1 0	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 5 文字目, 1 6 文字目	○		
		1 1	② 1 頁 8 行目ないし 3 頁 右側 1 4 行目 (項番を除く)	○		○
8	電話聴取書②	1 2	① 1 頁 3 行目 5 文字目ないし最終文字, 4 行目 7 文字目ないし最終文字	○		
		1 3	② 1 頁 6 行目ないし 3 頁 1 1 行目 (項番を除く)	○		○
9	電話聴取書③	1 4	① 1 頁 3 行目 5 文字目ないし最終文字, 4 行目 7 文字目ないし最終文字	○		
		1 5	② 1 頁 6 行目ないし 3 頁 1 5 行目 (項番を除く)	○		○
1 0	電話聴取書④	1 6	① 1 頁 3 行目 5 文字目ないし最終文字, 4 行目 7 文字目ないし最終文字	○		
		1 7	② 1 頁 6 行目ないし 2 頁 7 行目 (項番を除く)	○		○
1 1	電話聴取書⑤	1 8	① 1 頁 3 行目 5 文字目ないし最終文字, 4 行目 7 文字目ないし最終文字	○		
		1 9	② 1 頁 6 行目ないし 4 頁	○		○

			3行目（項番を除く）			
1 2	電話聴取書⑤	2 0	① 1 頁 3 行目 5 文字目ないし最終文字， 4 行目 7 文字目ないし最終文字	○		
		2 1	② 1 頁 6 行目ないし 5 頁 1 5 行目（項番を除く）	○		○
1 3	意見書等	2 2	1 頁印影部分， 2 頁印影部分， 4 頁署名部分	○		
1 4	救急車出動状況について（回答）等	2 3	なし			
1 5	労災保険給付請求にかかる資料の提出について（ご依頼）等	2 4	① 3 頁印影部分， 4 頁印影部分， 1 5 頁印影部分， 1 7 頁印影部分		○	
		2 5	② 1 5 頁人数に係る記載のうち具体的数字の記載部分		○	
		2 6	③ 1 5 頁不開示部分（①及び②に掲げる部分を除く）， 1 6 頁 1 6 行目 2 文字目ないし 8 文字目， 1 8 行目及び 1 9 行目， 1 7 頁不開示部分（①に掲げる部分を除く）， 1 8 頁不開示部分	○		
1 6	就業規則	2 7	1 頁印影部分		○	
1 7	賃金支給規則	2 8	1 頁印影部分		○	
1 8	時間外労働及び休日労働に関する協定書	2 9	① 1 頁労働者代表者署名， 印影部分， 4 頁労働者代表者署名， 印影部分	○		
		3 0	② 1 頁事業場印影部分， 4 頁事業場印影部分，		○	
		3 1	③ 2 頁労働者数の記載部分		○	
1 9	履歴書等	3 2	事業場印影部分		○	
2 0	健診結果一覧表	3 3	① 1 頁事業場印影部分		○	
		3 4	②①を除く不開示部分全て	○		

2 1	出勤簿	3 5	① 1 頁事業場印影部分		○	
		3 6	②①を除く不開示部分全て	○		
2 2	タコグラフ①	3 7	① 1 頁事業場印影部分		○	
		3 8	① 2 頁ないし最終頁の車体 N o の記載部分，総走行距離の記載部分		○	
		3 9	②第三者署名，印影部分	○		
2 3	タコグラフ①	4 0	① 1 頁事業場印影部分		○	
		4 1	① 2 頁ないし最終頁の車体 N o の記載部分，総走行距離の記載部分		○	
		4 2	②第三者署名，印影部分	○		
2 4	タコグラフ③	4 3	① 1 頁事業場印影部分		○	
		4 4	① 2 頁ないし最終頁の車体 N o の記載部分，総走行距離の記載部分		○	
		4 5	②第三者署名，印影部分	○		
2 5	タコグラフ④	4 6	① 1 頁事業場印影部分		○	
		4 7	① 2 頁ないし最終頁の車体 N o の記載部分，総走行距離の記載部分		○	
		4 8	②第三者署名，印影部分	○		
2 6	タコグラフ⑤	4 9	① 1 頁事業場印影部分		○	
		5 0	① 2 頁ないし最終頁の車体 N o の記載部分，総走行距離の記載部分		○	
		5 1	②第三者署名，印影部分	○		
2 7	タコグラフ⑥	5 2	① 1 頁事業場印影部分		○	
		5 3	① 2 頁ないし 1 3 頁の車体 N o の記載部分，総走行距離の記載部分，1 3 頁上部の表の車体 N o の記載部分，総走行距離の記載部分，1 3 頁下部の表の不開示部分（②に掲げる部分を除く。）1 4		○	

			頁車体N o の記載部分, 総走行距離の記載部分			
		5 4	②第三者署名, 印影部分	○		
2 8	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書	5 5	① 1 頁事業場印影部分, 2 頁事業場印影部分		○	
		5 6	②①を除く不開示部分全て	○		
2 9	理由書等	5 7	① 1 頁事業場印影部分, 2 頁事業場印影部分		○	
		5 8	② 1 頁 1 4 行目 1 1 文字目ないし 1 6 文字目, 1 9 行目 8 文字目ないし 1 3 文字目	○		○
3 0	点呼記録簿 (8 月分)	5 9	①②を除く不開示部分全て		○	
		6 0	②個人名及び個人の印影部分	○		
3 1	点呼記録簿 (7 月分)	6 1	①②を除く不開示部分全て		○	
		6 2	②個人名及び個人の印影部分	○		
3 2	点呼記録簿 (6 月分)	6 3	①②を除く不開示部分全て		○	
		6 4	②個人名及び個人の印影部分	○		
3 3	点呼記録簿 (5 月分)	6 5	①②を除く不開示部分全て		○	
		6 6	②個人名及び個人の印影部分	○		
3 4	8 月度アルコール検知	6 7	①事業場印影及び②を除く不開示部分全て		○	
		6 8	①事業場印影部分		○	
		6 9	②個人名, 個人の印影部分, 及び検知結果	○		
3 5	7 月度アルコール検知	7 0	①事業場印影及び②を除く不開示部分全て		○	

		7 1	①事業場印影部分		○	
		7 2	②個人名，個人の印影部分，及び検知結果	○		
3 6	6 月度アルコール検知	7 3	①事業場印影及び②を除く不開示部分全て		○	
		7 4	①事業場印影部分		○	
		7 5	②個人名，個人の印影部分，及び検知結果	○		
3 7	5 月度アルコール検知	7 6	①事業場印影及び②を除く不開示部分全て		○	
		7 7	①事業場印影部分		○	
		7 8	②個人名，個人の印影部分，及び検知結果	○		
3 8	受診歴等について（回答）等	7 9	1 頁印影部分		○	
3 9	全部事項証明書等	8 0	なし			